

相続人代表者指定（変更）届出書 兼 固定資産現所有者申告書											
令和 年 月 日											
琴浦町長 様 届出人氏名											
被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び、琴浦町財務規則第 92 条の規定による過誤納金等に関する書類を受領する代表者として下記のとおり指定しましたので、地方税法第 9 条の 2 第 1 項の規定により届け出ます。											
なお、過誤納金等が生じた場合においては、 ☐ 下記の口座に振り込みを希望します。 ☐ 個別に指定用紙の郵送を希望します。											
相 代 続 表 人 の 者	氏 名										
	住 所			〒 - 琴浦町大字							
	電 話 番 号										
	個 人 番 号										
	被相続人との続柄										
被 相 続 人	氏 名										
	死 亡 時 の 住 所			〒 -							
	死 亡 年 月 日			令和 年 月 日							
過 誤 納 金 等 振 込 先 口 座	銀行名				銀行コード						
	支店名				支店コード						
	種別		普通 ・ 当座 ・ その他								
	口座番号 (右づめ)										
	(フリガナ)										
	口座名義										
固定資産の 現所有者	☐ 上記相続人の代表者を、地方税法第 384 条の 3 に規定する現所有者又はその代表者として、琴浦町税条例第 74 条の 3 の規定により申告します。										
摘 要											

相続関係確認

(事務処理欄) 受付者： _____ ☐ 住基で確認済 ☐ 戸籍係に確認済

相続人代表者指定（変更）届出書 兼 固定資産現所有者申告書

令和 7 年 1 0 月 1 日

琴浦町長 様

届出人氏名 琴浦 太郎

被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び、琴浦町財務規則第 92 条の規定による過誤納金等に関する書類を受領する代表者として下記のとおり指定しましたので、地方税法第 9 条の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

なお、過誤納金等が生じた場合においては、

☒ 下記の口座に振り込みを希望します。 ☐ 個別に指定用紙の郵送を希望します。

相 代 続 表 人 の 者	氏 名	ことうら たろう 琴浦 太郎											
	住 所	〒 6 8 9 - 2 3 9 2 琴浦町大字徳万 5 9 1 番地 2											
	電 話 番 号	0858-52-1712											
	個 人 番 号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1
	被相続人との続柄	長男											
被 相 続 人	氏 名	ことうら はなこ 琴浦 花子											
	死 亡 時 の 住 所	〒 6 8 9 - 2 3 9 2 琴浦町大字徳万 5 9 1 番地 2											
	死 亡 年 月 日	令和 6 年 9 月 2 5 日											
過 誤 納 金 等 振 込 先 口 座	銀行名	山陰合同銀行			銀行コード	0	1	6	7				
	支店名	東伯支店			支店コード	0	7	0					
	種別	普通 ・ 当座 ・ その他											
	口座番号 (右づめ)	1	2	3	4	5	6	7					
	(フリガナ)	コトウラ タロウ											
	口座名義	琴浦 太郎											
固定資産の 現所有者	☒ 上記相続人の代表者を、地方税法第 384 条の 3 に規定する現所有者又はその代表者として、琴浦町税条例第 74 条の 3 の規定により申告します。												
摘 要													

相続関係確認

(事務処理欄) 受付者： ☐ 住基で確認済 ☐ 戸籍係に確認済